

## 求人票の取扱いについて

- ☆ ハローワークにて求人手続きをされている場合は、面接希望者リスト（指名求人リスト）の備考欄に求人番号を記入するか、または、ハローワーク求人票の写し（求人番号及び事業所番号が左肩に記載されています。）を送付してください。

なお、当該求人が紹介期限切れの場合で、ハローワークにて更新の手続き中のものについては、紹介期限切れの求人票を送付いただいた後、更新手続き完了後すみやかに更新された求人票を送付していただいてもかまいません。

- ☆ ハローワークにて求人手続きをされていない場合は、ポリテクセンター山口求人票（様式5）を送付してください。

当センターの求人票を提出される場合は、本様式を必ず使用してください。

なお、求人票のエクセルデータを希望されるときは、下記の当センターホームページからダウンロードしてご使用ください。

<https://www3.jeed.go.jp/yamaguchi/poly/biz/kyujin.html>

注： 当センターは、無料職業紹介事業の届出にあたり「雇用関係給付金の取扱いに係る同意書」を労働局には提出しておりませんので、雇用関係助成金を活用される事業主の方は、必ずハローワークでの求人手続きをしてください。